

今年度、運営費交付金は全額が大学に渡される！

7.8%の減額はされない

11月16日、衆議院解散を目の前に駆け込みで特例公債法案が可決されました。いわゆる赤字国債発行が可能となり、9月以降滞っていた地方自治体への交付金や、大学への運営費交付金の交付が可能となりました。これを受けて全大教（全国大学高専教職員組合）では文科省に、今後の運営費交付金の振込予定とその金額について問い合わせました。内示された予算額満額が振り込まれるのか、という質問に対し、「**現段階では補正予算の見通しはないので、満額が振り込まれることになる**と考

えている」と回答しました。

7.8%分の運営費交付金減額はないことが明らかになったのです。

給与削減の根拠は完全に失われた

団体交渉において、また全学説明会において、前任の甲野人事担当理事は、運営費交付金が減額されるのだから給与引き下げはやむを得ないという説明を繰り返しました。

組合：「どうしてもわれわれの給与を使って震災復興支援がしたいのだったら学内で寄付金でも募ったらどうか。みんな、喜んで出すと思うが。」

理事：ぐっと詰まったあと「いや、しかし、運営費交付金が減額されますから...、仕方ありません」

(2012年5月21日団体交渉)

政局を読み切れなかったのは理事の罪ではありませんが、給与削減の最大の根拠は失われたのです。**このまま給与削減を続ければ、年度末に削減分の金額がまるまる大学内に残ることになります。**本来われわれの給与として予算を立て認められた金額です。他の用途に使うことが許されるはずはありません。

12月ボーナスを削減しない大学も

すでに11月4日時点で、名古屋大学では12月のボーナスについては7.8%削減を適用しないことを決めています。静岡大学では、さらに12月のボーナスに6月のボーナスでの削減分を上乗せすることでボーナス分の削減の回復を勝ち取っています。

給与削減提案の中にもともと、交付金が削減されなかった場合には元に戻すことを盛り込んでいた大学もありますから、運営費交付金の削減がなされないことを受けて、多くの大学で削減された給与の回復が行われると思われ



東北大学職員組合は

理事会に対して、給与削減を撤回し、既に削減された金額についても年度末までには支給することを要求します。

この作業にはそれなりの時間を要するでしょうが、少なくとも12月のボーナスについては削減を適用せず満額を支給することを要求します。

文科省は、平成25年度の概算要求として、「国立大学法人運営費交付金に必要な経費」として、今年度よりも301億円減額した額を要求しています。財務省の試算では、国立大学法人の人件費の7.8%は600億円とされており、これが正しいとしたら、来年度も、7.8%もの給与削減は必要ないこととなります。

いずれにしても、組合は、東北大学が自律した法人としての自らの経営努力によって教職員の生活基盤を守るという姿勢に立つことを強く要求します。

東北大学職員組合

東北大学職員組合ホームページ <http://tohokudai-kumiai.org/>

〒980-8577 仙台市青葉区片平2-1-1 022(227)8888、学内線：片平5029、3349

Email: info@tohokudai-kumiai.org